

他法改正とコンピュータ

法律のラウンジ [102]

法制局第五部第二課

たかざわ かずや
高澤 和也

α：最近、AIの進化が仕事に与える影響が話題ですね。法律案の立案に関しても、コンピュータをどのように使いこなすかは、関心事の一つですよ。

β：以前、「立法例について」『立法と調査』第346号のコラムで、“データベースは便利である一方、使うときの注意も必要”といった観点が書かれていたね。

α：ほかには、いわゆる“他法改正のチェック作業”（※）でもデータベースを活用しますね。〔※ 法律を制定改廃する際、附則で付随的に改正すべき他の法律をチェックする作業〕

β：そうだね。例えば、ある法律…仮にX法としよう、これを改正するときの他法改正については、その法律の題名である「X法」をデータベースで検索すれば、X法の規定を引用している他法が一覧できて、チェックにいかすことができる。それは有り難いね。

だから、この作業は、大した手間ではないと思われがちだけど…実はそうでもない。

α：X法の規定を引用していても、改正が不要な場合がありますからね。条の移動等に伴う形式的な改正以外は、X法の改正のねらい・内容を頭に置いて、それとの調整が必要かどうかを一つ一つ“判断”していくことになる…その点では頭を使います。

β：一人前らしいことを言うじゃないか（笑）。データベースの検索手法としては、法律の題名の検索のほかに、実現しようとしている法政策に関わる“キーワード”を設定して、それを検索するという手もあるね。より関係のない他法が多くヒットするから、αさんの言う“判断”の必要性は高まるけど、チェック漏れを防止するには、有用な手だ。

でも、データベースの活用も完璧じゃない。「X法」や“キーワード”を検索するだけでは見落としやすい改正対象があるってことも、分かっているよね。

α：えっ？！

β：おやおや、そこで驚かれては困るのだよ。例えば、「住民基本台帳法」だ。

X法に給付金の支給制度を新設するとするね。その支給事務について、住基ネットを利用した情報提供が必要であれば、住基法の改正が問題になる（住基法の別表）。でも、改正前のX法に住基制度に関連する事項が定められていなければ、住基法には「X法」が引用されていないから、「X法」で検索しても見つからない。また、キーワードでヒットする可能性も低い。さらに…その支給主体が自治体で、その財源を国が負担する場合には、「地方財政法」の改正も検討することになる。これも見つけにくい法律の一つだね。

こういう類いの法律は、ほかにも色々あるから、気になる制度を見かけたら自分の中にため込んでおいて、“今回の立案に関係ないかな？”と考えを巡らせる必要があるね。

α：そこまで全部やってくれるAIって開発できますかね。

β：すぐ楽をしようと思えないの。色々な制度を幅広く知っておくことは、中心となる法政策を練る上でも、大事なんだから。